

# 決 定 書

異議申出人 大 川 博

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年4月22日付けで提起された同年4月13日執行の串本町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、串本町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 異議の申出の要旨

### 第1 本件異議申出の趣旨

令和7年4月13日執行の串本町議会議員一般選挙における当選人島野靖氏の当選は無効とする決定を求める。

### 第2 本件異議申出の理由

- 1 島野靖氏の得票の中に無効とすべき票が含まれている可能性がある
  - 2 無効とされた票の中に自分の得票が含まれている可能性がある
- これらの理由により票を再点検し、当選効力の確認を求める。

## 決定の理由

### 第3 本件異議申出の要件

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第206条第1項の規定による当選の効力に関する異議の申出は、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和7年4月14日から14日以内である同年4月22日に本件選挙に係る当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるため、当委員会はこれを受理し、申出人の主張を厳正に、かつ、慎重に審理した。

### 第4 票の数え直しに関する当委員会の判断

- 1 開披再点検について

(1) 開披再点検の実施

当委員会では、本件異議申出の決定に当たり厳正を期すため、令和7年5月9日に申出人及び当選の無効の決定を求められている者（以下「島野候補」という。）の立会いのもと、投票の梱包及び封印に異常がないことを確認した上で、申出人が確認を求める島野候補の有効投票、無効投票及び当委員会が職権で必要と判断した申出人の有効投票の開披再点検（以下「本件開披再点検」という。）を実施し、本件異議申出に対する審理を慎重に実施した。

調査対象票

「島野ヤスシ」有効投票（346票）

「大川ひろし」有効投票（343票）

無効投票（145票）

合計 834票

(2) 摘出票及び判定基準

本件開披再点検において、調査対象票のうち申出人から指摘された摘出票は20票（島野候補から指摘された摘出票はなかった。）であり、「島野ヤスシ」の有効投票から19票、「大川ひろし」の有効投票から0票、無効投票から1票であった。

なお、別記1は「島野ヤスシ」の有効投票の中から、別記2は無効投票の中から摘出したものである。また、再計数については、全ての票において誤りはなかった。

別記1及び別記2までの当選の効力の判断にあたっては、次の法律の規定及び判決に示された考え方に従った。

【公職選挙法】

第67条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第68条 衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 公職の候補者でない者又は第86条の8第1項、第87条第1項若しくは第2項、第87条の2、第88条、第251条の2若しくは第251条の3の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの

(3) 第86条第1項若しくは第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第1項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第9項後段の規定による届出に係る候補者又は第87条第3項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの

(4) 一投票中に2人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

- (5) 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
  - (6) 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
  - (7) 公職の候補者の氏名を自書しないもの
  - (8) 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 2～3 (略)

【昭和 25 年 7 月 6 日最高裁判所判決】

○記載不正確な投票の帰属の判定

投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があっても、その記された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、すべての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。

【昭和 26 年 11 月 30 日福岡高等裁判所判決】

○候補者中他に類似の氏を持つ者の有無による投票

「まつなが」、「松永」と記載された各投票は、候補者中に松屋伝次なる者がある以上、これを候補者安永沢太の有効得票とすることはできないが、「トクナガ」、「末永」と記載された各投票は「トク」および「末」を氏または氏の中の 1 字とする候補者の存しないときは、これを右安永候補の有効得票と認むべきである。

【昭和 55 年 9 月 30 日最高裁判所判決】

○「関川<sup>(アキオ)</sup>昭お」と記載された投票が、候補者関川昭雄の得票と認められた事例

「関川<sup>(アキオ)</sup>昭お」と記載された投票 (1 票) 中振仮名に付された括弧は振仮名であることを示すためのもので有意の他事記載にあたらぬ。

【昭和 27 年 1 月 14 日福岡高等裁判所判決】

○振りがな

候補者の氏名に振仮名を付した投票は、これが振仮名であるかぎり、候補者の氏名以外の記載とはいえないから、他事記載には該当しない。

【昭和 31 年 5 月 26 日仙台高等裁判所判決、昭和 31 年 10 月 26 日最高裁判所判決】

○書き直し

いったん甲を選挙しようとしてその氏名を記載したが、意思を翻してこれを抹消し、さらに乙の氏名を記載したと認められる投票は、有効と解するを相当とするから、

「~~成田延八~~」 「~~成田延八~~」と記載された票は、いずれもいったん他の者の氏名を記載しようとしたり、または記載したのを、その後意思を翻してこれを抹消し、成田延八と記載したものと認められ、候補者の成田延八の有効投票と解すべきである。

【昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決】

○北条愛一は上条愛一の有効投票

「北条愛一」、「北條愛一」と記載された票は、その名は候補者「上条愛一」の名「愛一」と一致し、姓も第 2 字「条」は一致し、ただ第 1 字「上」が「北」と記載されているのに止まるのであって、これら投票は、選挙人が候補者上条愛一の氏名を誤って記憶して記載したものかあるいは単なる誤記と解すべきである。

2 摘出票の判定結果について

(1) 別記 1-1

1 の投票に 2 人以上の氏名を記載した投票は、単記投票の原則（公職選挙法第 36 条及び第 46 条）に違反するものとして無効と判断されるが、「2 人以上」とは 2 人以上の候補者に関するものであり、同一人についての重複記載及び併記記載等はこれに含まれず、有意のものと認められない限り有効である。ふりがなの記載は、同一人についての文字の読みについて記載しているものであるから、他事を記載したものと認められない。

この票は、「鳥野」と記載し、ふりがなを併記している。「鳥」は「島」と字形が似ており、他の候補者に似た字形のものがないことから、「鳥」は「島」又は「嶋」の誤記と認められるし、また、ふりがなで明確に「しまの」と意思表示をしている。昭和 27 年 1 月 14 日福岡高等裁判所判決及び昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(2) 別記 1-2、5、6

これらの票は、選挙人の字の書き方により字形に多少の崩れが認められるものの、字形が大きく逸脱している点もなく、明確に「島野ヤスシ」と記載していると認められることから、島野候補の有効投票と認める。

(3) 別記 1-3

この票は、最後の文字が「ツ」と読むこともできる。この文字以外を見ると「しまのヤス」と明確に記載されていることから、島野候補の氏名を記載しようとしていることは明らかである。

このことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投

票と認める。

(4) 別記 1-4

この票は、「嶋野ヤスシ」と記載されている。

「嶋」は「島」の異体字とされている。文字の読みとしても他の候補者に「しま」と読む文字を含む者がいないことから島野候補の有効投票と認める。

(5) 別記 1-7

この票は、1 字目が「鳥」と読むこともできる。この文字以外を見ると「野ヤスシ」と明確に記載されていることから、島野候補の氏名を記載しようとしていることは明らかである。

このことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(6) 別記 1-8

この票は「<sup>しまの</sup>島野ヤ<sub>2</sub>シ」と記載されているが、4 字目が何と記載されているのか判別が付きにくく、「ス」「マ」「乙」「2」「Z」に字形が似ている。記載内容全体を見ると、ふりがなで明確に「しまの」と意思表示をしているし、また、他の文字についても島野候補の氏名を記載しようとしていることは明らかであり、島野候補の有効投票と認める。

(7) 別記 1-9、12、14 から 16

これらの票は、「鳥野ヤスシ」と記載されている。

別記 1-1 と同様、「鳥」は「島」又は「嶋」の誤記と認められる。昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(8) 別記 1-10

この票は、「島野<sup>(ヤスシ)</sup>やすし」と記載している。島野候補は氏名揭示等で「ヤスシ」を使用したことから、通称名を示すため括弧を付したと認められる。なお、ふりがなに付された括弧は、ふりがなであることを示すためのもので有意の他事記載にはあたらない。昭和 55 年 9 月 30 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(9) 別記 1-11

この票は、「太田」と記載したものを斜線で抹消し「しまのやすし」と記載している。甲を抹消し、乙を記載した投票は「2 人以上の候補者の氏名を記載した投票」に

含まれない。また、斜線で抹消していることが有意の記載とは認められないことから、昭和 31 年 10 月 26 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(10) 別記 1-13

この票は、「しまのヤスン」にも見えるが、選挙人の字の書き方により「シ」の一画目及び二画目が繋がってしまっているようにも見える。この文字以外を見ると「しまのヤス」と明確に記載されていることから、島野候補の氏名を記載しようとしていることは明らかである。

このことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(11) 別記 1-17

この票は、全体的に字形の崩れがあるものの、2 字目以降が「のやすし」と読み取れ、他に「のやすし」と記載する候補者はなく、島野候補の氏名を記載しようとしていることは明らかである。

このことから、島野候補の有効投票と認める。

(12) 別記 1-18

この票は、「島野泰」と記載されている。

「泰」は島野候補の名である「靖」と同じ読み方をする文字であり、一般的に「やすし」と読む人名に多く使用される文字であることから、誤記か記憶違いによるものと認められる。また、他の候補者に「やすし」という名の者がいないことから、昭和 34 年 2 月 20 日最高裁判所判決をもとに、島野候補の有効投票と認める。

(13) 別記 1-19

この票は、全体的に字形の崩れがあるものの、2 字目以降が「野やすし」と読み取れ、他に「野やすし」と記載する候補者はなく、島野候補の氏名を記載しようとしていることは明らかである。

このことから、島野候補の有効投票と認める。

(14) 別記 2-1

この投票は、明確に「水かわ」と記載されている。候補者中に水口崇候補がある以上、どちらの候補者の氏を記載したか判断し難く、これを申出人である大川博の有効投票と認めることはできない。

このことから、昭和 26 年 11 月 30 日福岡高等裁判所判決をもとに、氏の完全混記の無効投票と判断する。

### 3 当委員会の判断

本件開披再点検の結果、島野候補の有効投票に他の候補者の有効投票とすべきもの又は無効投票とすべきものは認められず、また、無効投票とされた投票からもいずれかの候補者の有効投票とすべきものは認められなかったため、選挙会において決定された各候補者の得票数に異動は生じない。

以上のとおり、本件選挙における申出人の得票数（343 票）は、最下位当選人である島野候補の得票数（346 票）を上回らないことから、選挙会が確定したとおり島野候補の当選は有効である。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和 7 年 5 月 19 日

串本町選挙管理委員会

委員長 橋 本 新 蔵

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で和歌山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第 206 条第 2 項）。

別記 1～2 （略）